交通・情報ネットワーク化推進特別委員会会議録

１．日　　時　　平成２０年７月１８日（金曜日）

午前９時３０分～午前１１時５４分

２．場　　所　　委　員　会　室

３．出席委員

西　岡　　晃	委員長	萬　代　泰　生	副委員長
佐々木　隆　義	委　員	山　本　昌　二	委　員
柴　崎　修一郎	委　員	髙　木　法　生	委　員
岡　山　　隆	委　員	馬屋原　眞　一	委　員
秋　山　哲　朗	議　長	河　村　　淳	副議長

４．欠席委員　な　し

５．出席した事務局職員

重　村　暢　之	局　長	佐　伯　瑞　絵	係　長
佐々木　昭　治	係　長		

６．説明のため出席した者の職氏名

林　　繁　美	副市長	兼　重　　勇	総合政策部長
佐々木　郁　夫	総合政策部企画政策課長	末　岡　竜　夫	総合政策部企画政策課長補佐
古　屋　勝　美	総合政策部地域情報課長	斉　藤　正　憲	総合政策部地域情報課係長
竹　内　正　夫	総合政策部地域情報課係長		

午前９時３０分開会

○委員長（西岡　晃君）　それでは定刻になりましたので、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会を開催いたします。議長さん少し遅れられるそうでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

市長さんおられませんので、副市長さん何かございましたら。

○副市長（林　繁美君）　特にございません。

○委員長（西岡　晃君）　それでは審議を始めたいと思います。まず始めにレジメの情報からお願いしたいと思いますが、現在の情報の体系、旧美祢市はＭＹＴが入っております。そして美東地区には山口ケーブルが入っておる。秋芳地区は有線電話ということで、三地区異なる情報システムが混在しております。これについてどういった形で現在の状況がどういうふうになっているのかという説明と、これからの対策、そしてまた旧美祢市におきまして工事の進捗具合とこれからの情報を、インターネット化に向けての取り組み、そういったところをまず執行部の方からご説明願いたいというふうに思います。はい、古屋課長、座って、はい。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　それではお許しがいただけましたので座らさせていただきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、情報でございます。この委員会は、この目的は将来の美祢市の礎を築くため新市全域の交通・情報ネットワーク化に向けまして調査研究することとなっております。まず情報についてでございますが、旧美祢市は有線テレビ、ＭＹＴ、旧美東町は山口ケーブルビジョン、旧秋芳町は有線放送、それぞれ先程委員長がおっしゃいましたように異なった形態をとっております。将来におきましては情報技術の恩恵が市民の皆様に行きわたり快適で便利な暮らしが享受できるように、これを一元化し地域内の情報格差の解消を図る必要があると思っております。それでは調査研究の手順といたしまして、１番目に旧一市二町の現状を認識しておくこと、それから２番目にどのような課題とか問題があるかというふうなことでございます。それで３番目として、これに対しましてどのような方針で解決、若しくは方式方法等を決定していくか、ということになります。このたびは現状認識とどのような課題、問題があるかを研究していきたいと今考えております。現状認識におきましては、現在整備中の美祢市の有線テレビの高度整備計画の実施状況及び有線テレビの仕組みについても説明させていただきたいと思います。

お手元に資料を事前にお配りしておるかと思います。交通・情報ネットワーク化推進特別委員会資料というふうにありますが、この中で最初から大変失礼なんですが、１の情報の（６）、誤字がございます。「優先テレビ」と書いてあるのが、先立つ優先になっておりまして、これはギャグではございませんけれども「有線」と書き直していただきたいと思います。失礼いたしました。

それでは、１ページ開いていただきまして、美祢市情報通信施設現況比較の表をつけております。現況、美祢地区、美東地区、秋芳地区というふうに大まかに書き上げたものでございます。この後にそれぞれ詳しく載せておりますので、なるべくシステムの優しい方からご説明させていただきたいと思います。資料の方は前後すると思いますが、お許しいただきたいと思います。それでは秋芳地区、美東地区、美祢地区の順に説明したいと思います。

８ページをお開きいただきたいと思います。美祢市秋芳地域情報通信システムの概要というふうになっております。情報通信の現況といたしまして秋芳地区におきましては有線電話が整備されております。これにつきましてはいずれの地区も同じなんですけれども、それぞれの条例が定められております。２３ページに秋芳地域の条例が定めておりまして、この有線についての運営方法とかいうのが定められております。これは後程目を通していただければと思います。

それでは９ページの沿革から入っていきたいと思います。平成３年１０月に町内の農協の合併によりまして秋芳町農協が従前からの有線放送を継承したと、それから平成７年に広域の農協合併により山口美祢農協が継承ということで、平成１３年に秋芳町の地域情報通信システムが開局したということで、インターネットのアナログの運用開始、平成１６年にはインターネットのＡＤＳＬの回線の運用が始まりまして、現在に至っておるということでございます。映像系についてはまだ整備されてないというふうに聞いております。施設の概要といたしましては、美祢市秋芳地域情報通信システムということになっております。線路設備といたしまして、中継線に光複合ケーブル、幹線にメタルケーブル、加入引込線には２Ｐの２線が入ってるということでございます。４番の加入者の端末数でございますが、２０年４月末で加入戸数が２，０９１戸、インターネットの加入者数が４８５戸ということになっておりまして、４８５戸は加入戸数２，０９１の約２３％に当たると。これはＮＴＴとかヤフーとかいったサービスを除いておりますので、インターネットに加

入しておられるお宅というのはまだ増えるのではないかと思いますけれども、正確な数は把握できておりません。

次の１０ページに参りまして、システムの概要といたしまして、放送システムと通信通話システムがあるということです。それから１１ページに参りまして、利用料金でございますが、１回線につきまして月額１，５００円、新規の加入負担金につつきましては3万円というふうになっております。インターネットの利用料金は、初期費用に、ＡＤＳＬでは１２，６００円、アナログでは月額１，９９５円、ＡＤＳＬの１２Mタイプで月額３，３６０円の利用料がかかっておるというふうな状況になっております。維持管理の形態につきましては指定管理者制度を使っております。年間維持費といたしまして２０年度では４，３８３万７，０００円計上されております。これの運営の職員は５名というふうになっております。１２ページの方に参りまして、これは図面を示しておりますが、小さくて見づらいのですけれども、各地域のそれぞれの加入状況というものをこの図に示しておるところでございます。

次に美東地域の方に入っていきたいと思います。１３ページでございますが、先程と同じように２０ページの方に条例がございます。この条例によりまして美東地域の情報通信システムが運用されてるということになっております。１３ページにシステムの概要がございますので、これについてご説明申し上げたいと思います。美東地域の住民情報伝達システムの経緯でございますけれども、昭和４３年に農集の電話施設が完成ということになっております。それから農協の有線放送施設により伝達と、昭和６０年に防災行政無線システムが完成と、「防災みとうちょう」としてコミュニティ無線併用で運用されてきた。平成１１年度に防災行政無線システムの更新時期となりまして、新しいシステムの導入を検討しまして、次世代のケーブルテレビ施設整備事業ということで、地域公共ネットワークの整備推進ということで平成１１年度に事業を採択したと。これは映像系でございまして、都市型の有線テレビということになるかと思います。事業主体が山口ケーブルビジョンということで、ことらの方は都市型の方なので、国の方の管轄で言いますと総務省の管轄に属するということになります。事業費が3億５，４００万円、補助率として事業主が８分の４、国が８分の２、県が８分の１、町が８分の１の負担でこの施設を整備してきたということになっております。それから平成１２年度には行政放送の施

設事業、平成１３年４月には運用開始ということでございますが、防災行政無線と比較しますと設置業者による施工に内容の差異がありまして、信号が安定してないということと端末の受信機の不具合ということで、いろいろと運用にあたってはトラブルが多いということも聞いております。加入状況でございますが、ケーブルテレビが８９．４２％、インターネットもやっておりますが、６８１人という数字が出ております。世帯数で割ってみますと約３４％ぐらいなっておろうかと思います。これも先程と同じようにＮＴＴのサービスとかヤフーとかいったサービスの回線を除いておりますので、全体としてはまだインターネットの普及率というのは上がってきておるんじゃないかと思います。その数字についてはわかりません。告知放送については約９６％が加入しておられるということでございます。それから告知放送の加入の分担金でございます。１４ページになりますが、個別受信機で５，０００円、事業所等の団体で２万円ということになっております。それから放送形態としては総務課の地域振興係の職員が１名で運営にあたってるということを聞いております。それから先程ちょっと触れましたが、山口ケーブルビジョンでございます。これは第三セクターの会社でございまして、事業内容としては有線テレビの放送とインターネットの接続事業をやっておる会社で事業のエリアとしては山口市、防府市美東町、阿東町というところが事業のエリアということでございます。加入者数は聞くところによると１４万３，０００世帯ぐらいがテレビの方に入っておられて、インターネットとしては４万２，０００件ぐらい加入者があるというふうに聞いております。

それでは次に美祢地域、美祢地区でございます。２ページからになってくるわけですが、先程と同じように条例については１５ページにその条例が定められておりますので、そちらの方に示させていただきました。ご存知のように美祢市有線テレビはＭＹＴというふうに称しまして、２ページの方の経緯にありますように農村多元情報システムであります。先程美東町が総務省が管轄と言いましたが、こちらの方は農林水産省の方が管轄しているというふうに聞いております。事業の概要でございます。事業主体が美祢市で、運営主体が山口美祢農業協同組合、指定管理者で運営しております。加入戸数６，２０３世帯、これは１９年９月３０日現在の数字でございます。それで加入戸数でございます。加入対象の世帯数が７，２６９世帯で加入率が８５．３３％というふうになっております。このシステムについては特

に農業気象情報の提供ということで市内６箇所にロボットがあるということで、これが大きな特徴の一つであろうかというふうに思います。ＣＡＴＶのサービス機能といたしまして、①に自主放送１ｃｈに農業情報、３ｃｈにコミュニティの番組、それから再送信といたしまして３ページの一番下に再送信と書いてありますが、４ページお開きいただきまして、テレビの再送信を行っております。ご覧のように１ｃｈから２１ｃｈまであるということでございます。こういったことでいわゆる電波の届きにくい所とか、そういった所についても現在は非常に高画質な番組が見れるというふうな状況でございます。管理運営状況につきましては利用料金の体系でございます。加入負担金、条例上は５万円となっておりますけれども、加入促進ということで１万２００円、まだ現在も加入負担金はそれが続いております。利用料につきましては１カ月当たり１，５３０円でございます。それから運営体制につきましては農協の職員現在８名でこれを運営しているというふうな状況でございます。次に有線テレビの高度整備計画というのが５ページの方にございます。現在地上デジタル化方式に対応すべく今整備工事を進めておるわけでございますが、それと有線テレビの仕組みということについてですが、大変失礼なんですが、委員の皆さん方には光ケーブルとか、ブロードバンドの高速インターネット通信と言いますか、そういったものもあまりなじみのない方もたくさんいらっしゃると思いますので、こういったところの仕組みなどにつきましても併せて説明させていただきたいというふうに思っております。これの説明につきましては、情報係の竹内が専門でございますので、竹内係長に説明させたいと思います。

○委員長（西岡　晃君）　はい、竹内係長。

○総合政策部地域情報課係長（竹内正夫君）　それではお手元の資料に従いまして有線テレビの仕組みと美祢市有線テレビの現状と今後についてご説明させていただきたいと思います。資料は２５ページからになります。概要については先程申したとおりですが、全体的なＣＡＴＶ、このＣＡＴＶとは何かというところからご説明させていただければと思います。２６ページのところになりますが、まずＣＡＴＶはもともと高い山やビル等の存在によりまして、テレビの映りが良くない地域、そういったところにおきましてケーブルを使って各家庭のテレビまで信号を送りまして、難視聴を解消するという目的でもともと開発されたものでございます。一番最初に１９５５年の群馬県の伊香保というとこで開局したのが始めになりまして、現

在では全国で５３５事業者、２，１６５万世帯が加入しております。こちらは全世帯の４２％ぐらいに当たりまして、半分近い人がＣＡＴＶでテレビの視聴をしてるということになります。続いて２７ページの２番のＣＡＴＶの基本的なしくみでございますが、こちらの方はまず図式に書いてあるとおりに電波が届くような高い所の、電波がよく受けられる所に受信点を設置いたしましてご家庭の家まで線で、ケーブルが張られたところを信号送っているわけですが、こちらの図の位置から順番に行って最後の７までたどっていくようになります。一番はじめに受信点、電波がよく入る所で受けまして、それをケーブルで再送信設備、うちは放送局ですが、これはＭＹＴの局舎になります。こっちまでまわしまして、こちらで周波数等の変換をいたしまして、４番の伝送路設備、こちらは電柱や電線になります。最終的に家の近くまで来ますと基幹の線から引込線の方に入りまして、その施設がタップと分配器といいますが、タップになります。そのタップを通しまして、今度家の方に入ります。家の手前に入るのが保安器というのがありまして、保安器を通しまして各家庭に線が入ってテレビが視聴できるという仕組みになっております。今現状の施設整備は平成６年に行いましたが、先程申しましたとおり、農水省の関係の事業を使ってやっておりまして、そのときの仕様として送信の方向としては片方向の送信、周波数の送信帯域ですが、こちらは３００㎒で整備しております。今後地デジ等の対応にするためには、若しくはインターネットの対応にするためには、現在の片方向を双方向に、また３００㎒帯を７７０㎒まで上げなくてはいけないということがあります。続いてめくっていただきまして２８ページ、現在のＣＡＴＶはテレビを視聴するだけではなくてその他の機能といたしまして様々な機能があります。現状の美祢市の有線テレビにつきましても、今から申しますが告知器であるとか、気象情報も提供しております。まず告知器とはどういうものかということなんですが、こちらは各家庭に有線で線が張ってありますので、特定の場所、現状では市役所やＪＡの施設、学校、公民館等に告知器、放送器の発信する施設を設けておりまして、そこからケーブルテレビに加入されている方について告知器を通して放送ができると、いわゆる有線の告知の放送の仕組みがあります。こちらも伝送路といたしましてはテレビ等流す一緒の線でやっております。従ってその下の２９ページの気象情報設備ですが、こちらの方は現状の旧美祢市になりますが、気象情報設備を６箇所、於福、豊田前、伊佐、大嶺、西厚保、東厚保の各所に気象情報設備を

設置いたしまして、気象ロボットと言っておりますが、こちらの方に風速や気温レーダ等収集しまして、再送信設備、局舎を通しまして各家庭に情報を送っておると、こちらの方はテレビの文字放送として情報を提供しておるところです。図で言いますとＡ・Ｂ・Ｃの順に情報が流れるということになります。

続いてめくっていただきまして、今後の行政としてのＣＡＴＶの価値と必要性ですけれども、現在、地域内における情報流通の活性化という自治体に課された大きな使命がありまして、全国各地で行政主体型の放送局というのが普及しております。しかしながら行政として整備した内容から、またデジタル放送やインターネットの高速通信の対応とかいう課題が、いろいろ課題がありまして、特に美祢市の有線放送につきましては施設的にそういった対応ができていないということで対応していかなければいけない大きい命題があります。従来の価値については４番まで書いてありますとおり、自主放送の制作、告知放送による行政などから住民の方への情報網の整備、気象情報等、あと難視聴の解消ですが、これからはインターネットや電子自治体に代表される通信網の整備、もう一つは２０１１年７月に放送終了が予定されております地上波デジタル放送への対応でございます。まず現状の設備をもう一度おさらいということで３１ページに書いておりますが、開局は平成７年４月１日でございます。こちらの施設は県内最初の行政型のＣＡＴＶ局として整備いたしております。システムの周波数は０㎒から３００㎒です。告知放送システムといたしまして、先程申したとおり公共施設に発信機を設置しております。気象情報の設備は６箇所設置しております。続いて３２ページの方になりますが、これも少し増えましたが、地上デジタル放送の対応と高速インターネットの対応、こちらがどうしてもやらなくてはいけないということで現在工事を進めておるとこなんですけれども、こちらの工事の内容の概要について説明させていただきたいと思います。まずＣＡＴＶのバージョンアップについてということで放送としての必要性、これはまさに地デジ対応ということになります。現在、ＣＡＴＶの周波数は先程申しましたが、０㎒から３００㎒という帯域で放送しております。現在のアナログチャンネルがその帯域に入っておりますので、当然施設的にはアナログ放送においては現在の施設で対応できるということになっておるのですが、今後地上デジタル放送に移行しますと４７０㎒から７７０㎒、こちらの帯域でデジタル放送を流すというふうになっております。ちなみにデジタル放送の特徴といたしましては、こ

れまで以上に鮮明な画像が、テレビが視聴できると、あと双方向性、データ放送等の提供が可能になるということです。続いて通信としての必要性、こちらは当面の取り組まなくてはいけないのは高速のインターネットの対応というふうに考えております。こちらの方は双方向システムで上りも下りも高速通信の１００メガ、ベストエフォートと書いてありますが、ベストエフォート１００メガを完全に保障するという通信方法ではないんですが、１００メガの使用で整備をしております。上りも下りも高速通信ということですので、ＡＤＳＬとは違いまして、従来ＡＤＳＬは上りは遅いのですが下りは早いということで、上りのデータについてはどうしても遅い面があったのですが、このたび整備しております仕様では上りも下りも１００メガの仕様で整備しております。続きまして、６の美祢市有線テレビにおける現在の工事内容についてでありますが、現在施設的な面でこういう整備をしておりますということで、ＣＡＴＶの伝送路部分、ですから電柱に張ってあります線、ケーブルのことについてでありますが、すべて光で整備しております。通常ＦＴＴＨと呼んでおりましてＦＴＴＨの訳はfiber to the home、お家まですべて光で線を張りますよという頭部分をとりましてＦＴＴＨと呼んでおります。こちらの線に張り替えることによりまして、デジタル放送の対応、高速網の整備ができると。２番目といたしましては線は替えても受信点が、受けるところが地デジ対応になっていないと視聴はできませんので受信点の設置、新たな地デジ対応の設置を追加しております。３番目といたしまして、スタジオ機器の更新、こちらは局舎内にある設備を、老朽化したものを地デジ対応の方に更新しております。以上の３点が現在工事をしております主な工事内容になります。

続いて３４ページ、こちらの方は図式で従来とバージョンアップ後の比較をしておりますが、３４ページの上の段の方が現状でありまして、３５ページの下の方がバージョンアップ後の内容となっております。この中で基本的な施設の仕組みとかケーブルを使っての送受信、電気の、信号等のやり取りは変わらないんですけれども、それぞれ各々施設が全部デジタル対応化しているものに変わっていきます。具体的に申しますと、まず１の受信点設備のところになりますが、こちらは地上波デジタル用の受信点が追加されます。当然②の中継線設備につきましても現在の放送を維持しつつ更新いたしますので、別にもう１本地デジで整備するための線のケーブルを張りますと、再送信設備のとこについてはデジタル機器に対応した地デジ対

応のものを、機器を更新しております。④番の部分の伝送路設備についても、こちらも光ケーブルで新たに張っております。そして従来幹線部分から引込線で宅内まで入ってくる部分はタップというものを使っていたのですが、今度は光ケーブルになりますとドロップクロージャーというものに替えまして、こちらも当然新規にすべて更新いたします。ドロップクロージャーから各家庭まで這わせられます線につきましても光ケーブルを這せますので新しくなります。お家の手前で従来では保安器で入っていたものを今度はＯＮＵと申しまして、光信号を電気信号に替える設備、こちらも必要になりまして、こちらも全部新規に追加するようになります。また告知放送や気象観測設備情報のやり取りについてもメディアコンバータ、こちらも光を電気信号に変える機械ですが、こちらも新規に更新しなければならないということになります。ちなみに従来ではテレビと告知器であったものが、今度はテレビ告知器とインターネット、いわゆる通信側の方のサービスの開始ということで、現在光ケーブルはご家庭に行くとこまで映像側と通信側、お家の近くに書いてある図にＶ－ＯＮと書いてあるのですが、Ｕが抜けておりまして、Ｖ－ＯＮＵと下に下線で囲ってある部分がＤ－ＯＮＵと二つありまして、Ｖ－ＯＮＵという機器の方がテレビの受信のために出る出口の部分です。点線で囲ってある部分の方がインターネット、データの方ですね、データの方の光信号を電気信号に変えるための機械でありまして、お家の手前までこの２本の線が張られているというイメージでご理解いただければと思います。以上で大まかな概略な説明等は終りになりますが、３６ページ以降にＣＡＴＶに関する解説用語が書いてあります。いろいろ聞き慣れない言葉も多いのですが、この中で特に重要というか、よく出てくるものにつきましてかいつまんで説明させていただきたいと思います。３６ページの番号３番のとこにヘッドエンドというのが書いてあるのですが、ヘッドエンドは何かと申しますと、先程申しましたように電波を良く受信できる所から放送設備、再送信設備ですが、ＭＹＴの局舎まで引っ張ってくるわけですけれども、そこから更に信号変えまして、整備したものを家庭に送るための機械、これがないと再送信してもご家庭までテレビの視聴ができなくなるという重要な設備でございます。それと８番のところに先程ちょっと説明には詳しく入れませんでしたが、今後区域内波と区域外波と区分けする場合があるのですが、区域内波というのはいわゆる県内波で山口県内を放送エリアとしている放送局から放送が出ているものを区域内波と呼んでおりま

す。それに対して区域外波というものが、いわゆる県外の方で、基本的に県外で放送局を構えておるものから出ているものを区域外波というふうに呼んでおります。具体的に言いますと山口県内で言いますとＮＨＫ、ＫＲＹ、ＹＡＢが区域内波になりまして、ＴＶＱ、ＫＢＣ、ＲＫＢ、ＴＮＣ等は区域外波という扱いになります。それと３７ページの方に移りまして、番号１７番、こちらにパススルー方式とありますが、こちらのパススルー方式というのは地上デジタル放送を受信した信号をそのまま変換せずにお家まで送ると、ですから受けたものをそのまま送るようなイメージなものをパススルー方式と呼んでおります。このたびのＭＹＴの施設改修は完全に地上で飛んでくるデジタル放送をそのまま送れるケーブルを張っておりますので、このやり方が可能になります。その下の１８番のトランスモジュレーション方式というのがございますが、こちらの方はパススルー方式と比較いたしまして、受けたものを一度違う周波数帯に変換して送信する方法になっております。こういった方式で地上デジタル放送ですね、視聴しようとする場合はテレビの前に機械をおいて変調してテレビがちゃんと見れるような形に周波数に直して見なくてはいけない方式になります。美祢市の方はパススルー方式で現在整備をしております。あと後半の２２の方にＨＦＣとあるのですが、ＨＦＣというのは現在旧バージョンアップ以前のケーブルの張り方で、基幹部分がメインの太い回線は光ファイバーですが、加入者までいくとこの線はメタルの同時ケーブルを使用している伝送路方式であります。こちらが従来の美祢市のケーブルです。２２番の番号の上に２１番に先程申しましたＦＴＴＨの解説がございまして、こちらは全部全て光の線でやるという方式の説明があります。内容については記述してあるとおりになります。以上で私の方からのケーブルテレビの仕組みと説明については終わらさせていただきます。

○委員長（西岡　晃君）　はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　それでは現状の状況、だいたいおわかりになったことだと思います。いろいろと情報については将来に向かってどのようにしていくかということがございまして、何かと課題がおおくございます。今後の課題につきましては、資料の（７）に今後の課題と書いてあります。３８ページの方に課題を列挙させていただきましたが、今後の課題につきましては兼重部長の方から説明をお願いしたいというふうに思っております。

○委員長（西岡　晃君）　はい、兼重部長。

○総合政策部長（兼重　勇君）　お疲れと思いますが、今後の課題についてご説明させていただきたいと思います。３８ページでございます。今申しましたように旧一市二町それぞれ方式が違っておりますが、これらをどうにかして一元化していかなくてはならないというのが今後の課題でございます。具体的には１番のＭＹＴ高度情報化による事業実施に向けた体制づくりとしまして、（１）ですが、放送事業の指定管理者の選定でございます。現在美祢市の農協へ指定管理をお願いしておりますが、この契約期間が３年でございますが、この３年の契約期間が本年度できれる予定でございます。これに伴い新たな指定が必要となるわけでございます。これをどうするかというのが１点、それから通信事業のＩＲＵ契約業者選定の検討としておりますが、通信事業いわゆるインターネットをどうするかということでございますが、テレビの方の放送については、今言いましたように指定管理者で放送事業実施しておりますが、インターネットにつきましては直営という方法もあるのはあるわけですが、非常にコストがかかるし専門的な技術が必要となりますので、美祢市でこのたび工事をしました線を民間業者に貸し付けてインターネットの事業をやっていただくということが一番適当かと思います。その貸し付けする業者、プロバイダーと言うんですけども、この業者をどこにするか、どこに任せて円滑な運営をしていくかということが今後の課題の一つになろうと思います。それから（３）としまして、地上デジタル放送再送信の対応でございます。先程地域内波、地域外波の説明いたしましたが、どちらにしても美祢市の近くに放送局から飛んできている電波をキャッチをしてそれを各家庭に送る、これを再送信と言うわけですが、この再送信をするには放送事業者、つまりテレビ局の同意が必要となります。各家庭で電波を受けてテレビを見るのは同意は必要ありませんが、それを受けて多くの家庭に再送信をするということになりますとそれぞれのテレビ局の同意が必要となるわけでございます。現在はアナログ波についての同意はいただいておりますが、デジタル波の再送信についてはまだ同意がもらえておりませんといいますか、まだその手続きをしておりませんが、その手続きが必要となるわけです。と同時に県内波と言いますと、先程言いましたようにＮＨＫ、ＫＲＹ、ＴＹＳ、ＹＡＢが主な放送局がございますが、それだけでは視聴者の方も物足りないということで県外、ここでし

たら九州の方の電波もキャッチして、九州の放送も見たいという要望が市民の皆さんにあろうかと思いますが、ここが特にすべての民放でございますので、営業に関わるということで、現在調整が行われているところでございますが、簡単に言えば県外の電波を市民の方がどんどん見られると、どうしてもコマーシャル等が県外のコマーシャルが中心となりますので、県内のテレビ局のスポンサー等に影響があるということもありまして、なかなかその辺の対応が難しいといいますか、もう少し言いますと県外を使用とすると県内の放送局からブレーキがかかる可能性があるということで、これも美祢市だけの固有の問題じゃありませんで山口県全体、もっと言えば日本全体の問題と今なっているところでございます。これらの対応が必要ということでございます。

それから２の秋芳地域の高度情報化への対応でございますが、秋芳地域では現在では１５の共聴施設ですね、ですからいわゆるＭＹＴの小規模な施設と考えていただいたらいいと思います。集落単位ぐらいで、このような共聴施設を持っております。この共聴施設によってテレビを受信されている家庭が約８０％というふうに今聞いております。そうしますと相当の高い率で共聴施設によるテレビの視聴をされてるわけでございますが、実はこの施設はアナログ放送施設でありますが、２０１１年から始まる地上デジタルには対応できてないということでございます。ですから簡単に言えば、このまま置いときますと秋芳町の８０％の世帯はテレビが見れなくなるという状況になっておるわけでございます。これらの対応をどうするかということでございます。それから（２）としまして高度情報化に対応した交通通信網の整備でございますが、現在、有線放送の方でインターネットやっておられますので、それを続ければ特に問題はないかとは思いますが、これがですね美祢市全体で一元化するということになればどのような形にしていくか、そのような課題があろうと思います。それから３の情報の地域内格差の是正、（１）新市全体におけるＭＹＴ自主放送の提供でございます。現在旧美祢市エリアではＭＹＴから文字放送をやっております。議会中継等もやっておりますが、これがやはり秋芳エリア、美東エリアへも広げていく必要があるのではないかということでございます。この格差をどう是正していくかという問題でございます。（２）で、その他のデジタル放送の提供ということで、今は地上波のデジタルの話をいたしましたが、衛星を使っていろんな情報が今受けられるということになっております。山口ケーブルなんか、

こういった民間の場合は１００とか２００チャンネルですね、受けてそれらの情報を放送してるということで、ようするにテレビ見られる方々のテレビに対するニーズが非常に高まってると言いますか、スポーツならスポーツを見たいという方、あるいは音楽が聴きたければ音楽を聴きたいという方は、非常にニーズが違うわけでございますが、それに対応するためにはどうしてもこのような多チャンネル放送もこれからは考えていかなくてはならないのかなというふうに考えております。それから（３）ですが、多様なアプリケーションの提供というふうにしておりますが、このＣＡＴＶを使ったいろんなテレビやインターネット以外にもいろんな活用が、今ですね研究をされているところでございます。これは技術革新、非常に激しいところでありますので、これからもまだいろんな活用の仕方が検討されると思いますが、今現在でも例えば在宅において健康管理をしていくと、例えば、お医者さんとケーブルを使って直接健康の診察ができるだとか、あるいは病院や各施設ですが、予約をですね、すると、今のように早くから病院に行って時間を待って受診をしなくても予約をして行けるだとか、これからまたこの委員会でも議論していただきますが、ミニバスの運行等も検討されると思いますが、例えばそれらの予約を行うとか、これ以外にもたくさんありますが、いろんな住民の皆さんのニーズに応えられるような活用を検討していかなくてはならないのかなというようなことを今後の課題として挙げてみました。以上でございます。

○**委員長（西岡　晃君）**　説明が終わりました。大変聞きなれない言葉が多くて難しかったかと思います。頭がボーとしたかもわかりませんので１０分間ほど休憩させてもらいます。３０分まで休憩いたします。

午前１０時２１分休憩

……

午前１０時３１分再開

○**委員長（西岡　晃君）**　それでは休憩前引き続き審議を行いたいと思いますが、いろいろ現状、また今後の課題等説明がありましたが、何か委員の皆さんからご意見ご質問がございましたらお願いしたいと思います。はい、山本委員。

○**委員（山本昌二君）**　バージョン、最近マスコミでも特にバージョン、バージョンという言葉を使ってるんですが、見易く表現したらどのような意味合いか教えていただきたいと思います。これテレビで最近みんながバージョン、バージョン言うけ

どわけがわかりません。それが一つ。それと子ども会の関係になってきますが、美祢の有線テレビの放送局ですね、これを地域の子どもたちに見せたいと思うのですが、この前山口放送局に行って子どもたちを見せたら大変喜んでくれたんですが、こういう見学ができるかどうかということを２番目にお尋ねしたいと思います。それからアナログ、デジタルというのが最近テレビの民放とＮＨＫが、４人ぐらいの可愛いアナウンスが出てデジタルに変わりますから云々と言ってますが、美祢のＣＡＴＶの加入しておれば別に機械、テレビ受信機ですかね、別に買い替えなくても放送局の方で対応していただけるというような単純な考え方でいいものかをお聞きしたいと思います。それからもう一つ、３８ページに地域格差の是正という市の方針をお聞きして大変私ども安心したわけですが、特に美東町は山口の方のＣＡＴＶのテレビジョンですし、秋芳もありますが、いずれ美東も巷の声で、あるいは私どもも美祢と一体の放送をお聞きすると、聞くというシステムをあちこちから聞かれておるわけですが、問われてもおりますし将来はその方向で進められるという考え方でおっていいものかどうかをお尋ねしたいと思います。以上です。

○委員長（西岡　晃君）　はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　先程のバージョンという言葉ですが、日本語に直すと改修という言葉、どんどん変えていくと言いますか、不都合な部分を改めて、より完成度の高いというのはおかしいんですけども、高度な機能にもっていくということがバージョン、よく言います１．０とか２とか３とか言いますが、だから基になったものを改修して、改良していくというのがバージョンというふうにお考え、（発言する者あり）普通バージョンアップと言いますけれども。（発言する者あり）それからＭＹＴの見学ができるかどうかということですが、これはできます。向こうも都合がございますので、人数とか日程とかいうのを事前にやっていただければやれると思います。それからアナログ、デジタルということでテレビそのまま、今のテレビで使えるかということでしたけれども、それは駄目です。今の地デジ対応のテレビでしたらいいのですけれども、従前のアナログ型だけの分だったらそれぞれにコンバータをつけなくては、ですから一家に３台も４台もある場合はそれ１台につき付けていかなくてはいけません。それがだいたい２万円から３万円ぐらい１台にかかるのではないかというところではありますけれども、何か総務省は生活保護世帯には何か配るとか配らないとかよくわからないことを言われて

おりますけれども、それは無理ですので、もしテレビをお買い替えになる場合には地デジ対応というやつにできればと思います。それから地域間格差の是正は・・。

○委員長（西岡　晃君）　はい、部長。

○総合政策部長（兼重　勇君）　先程申しましたようにこれが今後の課題の大きい一つだろうと思います。この委員会でもそこらを中心にご協議いただいて、ぜひ格差のない美祢市をやっていただけたらと思います。

○委員長（西岡　晃君）　よろしいですか。はい、柴崎委員。

○委員（柴崎修一郎君）　ちょっと一つ聞きたいんですけど、さっき県外の県内の周波数で九州のテレビ局が入らんと言われた。もとは東京の６局か、ＮＨＫを入れて東京の６局がありますよね、東京の６局がだいたい九州入れて全部入るわけだけど、今のところ仮に福岡から見たら全部入るということ、山口の放送とか、仮に福岡から見た場合ですよ、山口から見た場合は県内の放送だけでは全部東京の６局の放送が入ってこないですわね、だから福岡とかＲＫＢとかＴＮＣが入ってくるわけでしょう、見るわけでしょう、福岡だったらだいたい東京６局のやつが入ってくるということか、お互いさまと思うけど民放の放送がやるから結局県内の放送局が県外の放送局入たがらんわけでしょう、さっきの説明では。そうすると福岡から見れば東京の６局は福岡なんかは全部入るということか。

○委員長(西岡　晃君)　はい、兼重部長。

○総合政策部長（兼重　勇君）　私も詳しくは知らないんですが、福岡ですね民放８局あるそうです。ですからおそらく今全国ネットのテレビ局ですね、ほとんど入ると思います。ちなみにですね、なかなかここ一番のもめてるところなんですけれども、いろいろ取り決めと言いますか、申し合わせがありまして、下関は福岡と隣接してますよね、隣接の市はよかろうということで下関はどうもおそらくすべて九州波が見れるようなんですが、それ以外は駄目ですよというようなことで、実は先程も申しましたけれども、ＭＹＴの問題だけではなしに山口ケーブルが県下で一番大きいんですが、これを初め各ケーブルテレビ局が同じ課題を抱えているということでございます。

○委員長（西岡　晃君）　そのほか何か。はい、佐々木委員。

○委員(佐々木隆義君)　地デジが１１年で今地域間格差、旧一市二町ですね、１１年で完了では遅すぎる。今秋芳町が真ん中で見られんようになると。今のままで

は。美東は何らかの方法で見られる。美祢市は当然見られる。秋芳町がテレビを見られんよということになると美祢の方につくのか、美東につくのか、いわゆる都市型、農村型、これの決定をいつ頃に想定しておられるか、それを早くしないとあと３年に間に合わんということですが、これは今から特別委員会で審議していくことですが、執行部としてだいたいの想定期間を、予定があれば。

○**委員長（西岡　晃君）**　はい、兼重部長。

○**総合政策部長（兼重　勇君）**　そこが一番問題なんですけども、美東町は先程説明しましたが山口ケーブルビジョンに加入して、これは都市型のケーブルなんですね。それでＭＹＴは農村型ということで、要はお国の省庁が違うということでございますけれども、どちらがいいかということなんですが、それぞれ補助の率も違いますし、微妙に中身が違うわけですが、今の山口県下の流れとすれば農村型はそれぞれ都市型に移行しつつあるといいますか、以前は農村型のケーブルの協議会もございましたが、それも解散になりました。長門市は旧長門市内に都市型ケーブルがありまして油谷、日置に農村型がありましたけれども、それも一体化をされて運用されておられます。そういった形で合併してＣＡＴＶについても統一を図るという動きがありまして、その統一はどうも県内では都市型に移行をされる方が多いような状況にはあります。以上でございます。

○**委員長（西岡　晃君）**　はい、林副市長。

○**副市長(林　繁美君)**　今の答弁に補足いたしますが、当然ですね旧秋芳町さんのところは、通信の方は置いといても映像の方はですね、地デジに切り替われば見られないということで、２０１１年、結が決まってるわけなんですね。格差の是正というのが大前提なんですが、やはりそれまでに何らかの手法をとらないと実際に見られないわけなんですね。現状として先程もお話にちょっとありましたように秋芳町さんは共同アンテナですか、組合的なもので作っておられて、またそれが更新時期にもある、地デジ対応をどうしようかということで各地区でいろいろ協議されておるという話も聞いております。手法として今の美祢のＭＹＴを延長するのか、山口ケーブルを導入するのかというところも、どちらかということになるんですけど、やはり最終的には経費の問題が出てくるわけなんですが、その辺の結論をですね、いずれにしても今部長の方が言いましたように都市型ということになれば総務省なんですね、農村型になれば農水省の方なんですが、どちらかのそういったメニュー

に乗っかって地デジ放送が始まるまでには実際に見れるような作業をする必要があろうかと思います。

○**委員長（西岡　晃君）**　それでですね、今一番急がないといけないのが秋芳地域の問題とそれにからめてインターネットのプロバイダーの選定の問題、この二つを特に急いで行わないと対応が間に合わないというふうに感じております。できれば９月議会までにこの委員会としても何らかの方向性を出したいなと、その件につきましては出したいなと思っておりますので、もう一度８月にもう一度この委員会を開かさせていただきます。その時に今副市長が言われました経費の問題の比較、どういった形で農水省と総務省の補助率の問題、どちらがいいかという対比のですね資料を提出していただいて、検討させていただければというふうに思いますが、執行部の方よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（西岡　晃君）**　その他何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（西岡　晃君）**　この情報のネットワーク化の方につきましては先程言いましたとおり急ぐ面がかなりありますので、もう一度８月にさせていただければというふうに思います。

それでは続きまして交通の方に入りたいと思います。交通の方もいろいろ資料が出ておりますので執行部の方からご説明願いたいと思います。はい、古屋課長。

○**総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）**　それでは交通の方に入りたいと思います。去る６月議会では一般質問がこの件につきましてございました。鉄道を活用した交通網の充実について、荒山議員さんですか、全域的にミニバス運行の・・・・すみません。コミュニティバスの運行とデマンドタクシーの運行について、確か三好議員さんだったと思います。それから全市的にミニバス運行の実現をということで大中議員さんだったと思いますが、三人の議員の方から一般質問ございました。交通の問題に関しては市民の関心といいますか、非常に高いわけでございます。また、市長は選挙の公約の一つにですね全市的にミニバスを走らすというふうに言っておるわけでございます。合併に当たりまして、まず交通関係の準備というのは、事業の検討をですね、企画情報部会というところがやっておりました。まずこれから説明させていただいて、まず旧一市二町の交通関係の現況がどうなっているかと

いうことをまず見て、それからこれに対する対応策というふうなことで今執行部が考えておる方式等についてですねご説明をさせていただきたいと思います。

まず４２ページでございます。交通に関して合併に当たりましてそれぞれいろんなセクションで分科会というのが設けられております。それで４２ページの方は様式１ということで現状を書いたものでございます。こちらの方はＪＲに関することでございます。こういったことが協議されております。これはＪＲの方が旧美祢市だけの区域を通っておりますけれども、先般も私どもある広島の安芸太田町というところに視察に行ってまいりました。そこはＪＲの可部線というのが廃止になって、いろいろ存続活動はしたんだけれども結局は廃止になって非常に公共交通が混乱したというふうなことがございました。そういうことで幹線であるＪＲが廃止ということになると本当大変なことになるということも想定はしております。ＪＲには毎年、今頃ですけれどもいろんな要望というのもしております。特に通学の足について教育委員会等からの要望もしております。そういったことでの要望について例年７月頃要望しておるということでございます。それから小野田線の対策協議会ということでありますが、平成１７年から休止となっております。新幹線の厚狭駅利用促進協議会というのが以前あったということでございます。これに対しましての手順と言いますか、引き継ぎと言いますか、４３ページの方にＪＲの要望としては７月頃にＪＲの西日本に対する要望のとりまとめをおこないまして、県を経由してＪＲの方に要望するということになっております。現在私どもの方でその要望を取りまとめておりますが、教育委員会からの方で高校生の通学について朝夕非常に混む、また美祢線は一両編成で走行しておるのでありますけれども、これが増車できないかと、ぎゅうぎゅう詰めの状態ですから、そういったことで高校生の喧嘩になったこともあるという話もあります。そういった増結なんかの申請も行っております。それから増車の要望も出しております。以上がＪＲに関することでございます。４４ページの方に入っていただきますと、地方路線バスに関することということで分科会で協議されております。今山口県の方では生活バス路線対策事業の補助金ということで現在のバス路線を維持しておる。この中には広域の乗合バス支援事業の補助金、それぞれの対象路線というのがございます。それから２の広域市町村バス支援事業費補助金ということでそれぞれの路線について現在補助金でもってこのバスの路線を維持しているというのが正直なところです。バスの事業者等も私ど

もの方にお見えになられて、現在のバス路線の運行について非常に厳しい見方をしておられて、何とか支援をお願いしたいというふうなことも言ってこられております。現在補助金の支出のバスの事業者６社ございます。運行系統が７２系統ございまして、それぞれ申しますと防長交通さん２６系統、サンデン交通さん１３系統、船木鉄道さん１７系統、ブルーライン交通さん１１系統、中国ジェイアールバスが２系統、宇部市交通局が３系統となっております。こういったことについて平成何年でしたか、分科会を開いた時には生活交通の活性化計画というのを検討していこうということで、そういう話が出ております。今後こういう現状に対して様式２、４５ページになりますが、従前のとおり補助金を交付して路線を維持していこうというふうなことで考えておりますが、８月の下旬に案内来ておりますが、山口県の生活バス路線対策事業補助金交付要綱という中に山口県生活バス交通協議会の開催、先程いいました８月頃なんですが、下旬なんですが、これで協議会県の方で開くようになっております。この１０月以降の生活バスの運行計画についてそこで承認されれば、これはだいたい事前にいろいろ協議をやって、その協議会ではシャンシャンの形式なっておるようですが、１０月以降のバス計画について協議してどのような路線にどのような運行をするということがここで決められるというふうになっております。補助金のバスの支出の業者は６社ということでございます。それからまた後程ご紹介しますけれどもいわゆる生活交通の活性化計画、これはこの当時の仮称でございます。これから美祢市地域公共交通協議会いうふうなことで２０年度にその計画に取り組もうというふうに考えております。後程これはご紹介させていただきたいと思います。それで４６ページにですね、１９年度美祢市バス補助金実績一覧表というのがございます。先程ご紹介しました７２系統、バスの事業者６社ございますが、これのそれぞれの路線と現在の運行状況、補助金の支出の額というものがまとめてあります。補助金の総額といたしまして９，７８１万５，０００円、一番下の補助金合計の補助金支出額の計のところに出ておりますが、約１億円に近いお金で現在のバス路線が維持されているということをご認識していただきたいと思います。４７ページでございます。新美祢市のバス路線についてちょっと調べて作ってみました。これを見て思うのはいわゆる中心核というのがございませんで、それぞれ旧市町の中心から放射状にいろいろ路線が出てるということで、いわゆる環状線的な路線はどうもできてないというふうな格好でございます。将来のバ

ス路線等の計画についてもやはりそのあたりがなかなか難しいところになってくるんじゃないかなというふうには感じてございます。それが現在の状況でございます。

次に、美祢市地域公共交通総合連携計画策定スキーム、３９ページ、それから４０ページに美祢市地域公共交通総合連携計画策定方針というのをつけております。これは何かと言いますと全国的にやはり地域公共交通というのは非常に危機的状況と言いますか、いろいろ限界集落等を抱える中で非常にバス路線等があちこち撤退というふうなことで、交通弱者にとっては非常に生活しづらいというふうな状況が全国で生まれておるわけなんでございますが、これで国の方もじゃあどうするかということで５２ページに付けておりますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのを平成１９年１０月１日に施行されました。これによって地域公共交通をどうするかということで、これの活性化していこうということで法律に定められたとこでございます。この法律を基にいたしまして地域公共交通の活性化のために国の方ではいろんな方策を講じるということで、６４ページでございますが、先程の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を受けまして補助金交付要綱が定められております。この中でこれの補助金の交付の事業主体は先程の前後して申し訳ないんですけども、先程の法律の第６条で、５４ページのところに協議会というのが法律の中に定められておりますが、この協議会が補助金の申請と言いますか、事業主体となるわけでございますけれども、地域公共交通連携計画を作成しようとする市町村は地域公共交通総合連携計画の策定に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができるというふうに規定されておるところでございます。その協議会が補助金の交付の申請者になれるわけでございまして、じゃあどういうふうなメニューがあるかということで、６８ページに区分というのがございます。地域公共交通総合連携計画策定調査というのがございます。地域公共交通総合連絡計画策定に関する調査等に要する経費、上限額２，０００万円ということなんですが、これをまず補助しましょうと、現在これについてはですね、平成２０年度の国交省の方で３０億円でしたか、３０億円の、全国で計画策定についての予算化がされておるそうです。ですけれども定額で補助しようということで話は聞いておるのですけど、なかなか全額補助ということだったのですけれども、手を挙げるところが多くてその補助金が値切られ

ているというふうなことで、まだ今から私どもの方これの補助を申請はしていくというふうにしておりますけれども、３０億がなかなかまあえんぐらい手が全国で挙がっておるというふうな状況を聞いております。その計画を策定しましたらその計画に基づいて以下のような、例えばバスを購入したり、バス停を作ったりですね、そういったところにもいろいろ補助してあげますよというふうな事業でございます。執行部としては従前は単独でやらなくてはいけんところをこういう事業がたまたま出てきたということで、これを活用してはどうだろうかということを今考えております。ということで具体的にどうするのかということで、平成２０年度に今予算化２７５万円ですか、負担金として予算化をしておりますが、美祢市地域公共、４０ページでございます。４０ページの美祢市地域公共交通総合連携計画策定方針、これを今から作っていこうということでございますが、これはどういうふうな格好になるかと、どういうふうなスキームでやっていくことになるかということで、３９ページの方にこの辺も稚拙なところあるんですが、美祢市地域公共交通総合連携計画策定スキームということで、上の方に地域公共交通協議会、先程法律の第６条で協議会を作ることができるというふうな規制がございます。それに当たる協議会でございます。これを作ってこの計画を策定して補助の申請ができるようにしようと、これに提案、提出、いわゆる協議するもとのところに、左下に地域公共交通総合連絡計画策定会議ということで、これは市の執行部の部内で部長級、会長に副市長を充てまして、部長級で大まかないわゆる計画の叩き台を作ってですね、コンサルタントの協力もえまして得まして作って、協議会の方に協議をいろいろしていこうということになろうかと思います。それから議会の方に特別委員会と、議会の中に特別委員会というふうに真ん中の方にありますが、これは当委員会になります。ここに協議会の方から矢印で提案とかいうふうに書いてありますが、ちょっと適当じゃないかなと思うんですけど、協議会の方から報告書の提出等があるという意味で考えていただきたいと思います。ちょっと位置的になかなか見るのが難しゅうございますので、次回にはもう少し見やすく叩いたものを再度お示ししたいというふうに考えております。そういうことでこの協議会を予定としては８月中に立ち上げて、この公共交通についての計画を策定していこうと、将来的にはいろんなミニバス等も含めて運行の実証まで、実証から実行までやっていこうというふうに今考えております。前後して申し訳ございません。４０ページのこれの策定方針を

どういうふうにするかということで載せてございます。まず第１に計画策定の必要性と趣旨ということで、ちょっと読ませていただきますが、新市における生活交通体系は、ＪＲ美祢線と６つのバス事業者により７２系統の生活バス路線が運行しており、これらの公共交通機関は、通勤・通学・通院など、交通弱者にとっては生活に密着した重要な交通手段となっています。しかしながら、市内の交通体系に関して次の課題があげられる。まず、公共交通機関は、過疎化の進展、少子高齢化の進行、マイカーの普及等により利用者が減少傾向にあるため、公共交通機関の果たす役割や利用者の確保対策等について市民とともに考える必要がある。２番目として、生活交通の維持に要する経費は年々増加しており、限られた財源の中で効率的・効果的な生活交通を維持するため、公共交通機関の利用実態等について調査を行い、生活交通の現状と問題点を把握する必要がある。３番目として、旧市町区域毎に運行しているバスなどの路線を見直し、交通空白地帯への新たなサービス提供も視野に入れ、市としての生活交通対策について一体的に検討する必要がある、ということになってまいります。これらの課題を踏まえまして、現在の生活交通サービス水準の維持及び市全域における生活交通サービスの平準化を基本として、効率的で効果的な生活バス路線の再編、新たな移送サービスの導入など、新市の生活交通の活性化及び再生に関する目標、基本方針、対策並びに推進方策について検討を行うということでございます。

計画の名称といたしまして、「美祢市地域公共交通総合連携計画」いうふうにしたいと考えております。

重点目標として、市民、公共交通関係者との協働による計画づくり、バス事業、それからタクシー事業者、そういった実際に営利を目的とした企業についてもこれのメンバーになっていただきまして、総合的に考えていくというふうに考えております。それから２番目として、経費削減と運行サービス拡大を指針とした計画づくりをやりたいと。それから３番目として、単なる方向性を出すだけじゃなくて、実効性のある計画にしたいというふうに考えております。計画ののち、先程言いましたようにバスの導入とか、施設の整備とか、そういったことが補助対象になってまいりますので、これらを有効に活用して、この連携計画を押し進めて行くということにしたいというふうに思っております。策定の体制としては地域公共交通協議会、いわゆる先程の法律の第６条にございました法定協議会、これを立ち上げまし

て実施していきたいと。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の６条に基づき地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため市民、学識経験者、バス事業者、タクシー事業者、運輸支局、商工会、社会福祉協議会などで構成する機関を設置いたします。現在市民からの公募しております。１８日締め切りになりますが、今のところ３人、３名の予定なんですが、昨日までで５名の応募がございました。これも選考していかなくてはいけないんですけれども、そういったことで市民の方からの関心も高いということでございます。

それから幹事会ということで、地域公共交通協議会の中から付託された委員が、既存又は、新交通システムの路線やバス停の位置について検証して具体化していく役割を担うための幹事会というものを作って、その中で小回りの利く協議・検討をしていきたいというふうに考えております。３番目として、コンサルタントですね、地域公共交通総合連携計画を実効性のある計画にするために我々素人だけではちょっと無理だろうと思います。やはり餅屋は餅屋という言葉もあるとおり、高度な専門知識と技術力を活用いたしましてコンサルタントに業務のお手伝いをしていただくというふうに考えております。その結果をもとに具体的な計画を策定していくということにしております。それでは次に美祢市の地域の公共交通の協議会でございますが、これについてうちの担当の斉藤係長に説明させたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西岡　晃君）　はい、林副市長。

○副市長（林　繁美君）　今古屋課長の方から長々と説明があって、わけがわからんようになっちょってんじゃないかと思います。ちょっと整理しますと、要は一市二町新しい美祢市には７２系統の路線があるということです。それに対して補助金が９，７００万円、１億近い補助金を出しておるという現状なんです。新しい新市のこの足となる公共交通機関を再構築するためにはどうしたらよいかということで、実は国の方に法律がありまして、メニューがあると、それを乗っかるためには法定の協議会を作りなさい。なぜ作るかというと総合連携計画を交通計画を作りなさいということなんです。その計画を作るために今の法定協議会、地域公共交通協議会を作ると、その下に庁内での策定会議を作ると、また議会の方ではこの特別委員会を設置されておるということで、そのためにこのノウハウを活用するためにコンサルも利用しようではないかということです。だからあくまでも国のメニューに乗る

ために協議会を設置して計画書を立てるというところでございます。それではその協議会の中身を説明してください。

○委員長（西岡　晃君）　はい、斉藤係長。

○総合政策部地域情報課係長（斉藤正憲君）　それでは４８ページをお開きください。美祢市地域公共交通協議会、これはまだ名称は確定してないので（仮称）規約（案）ということで出しております。先程古屋課長の方から説明がございましたとおり、この公共交通協議会は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これ５２ページからございますが、その第６条をもとに組織するものでございます。第３条に事業内容についてですが、連携計画の策定及び変更の協議に関すること。連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。上の三つにあげるもののほかに当協議会の目的を達成するために必要なことをこの協議会を主な事業としております。

続きまして組織でございますが、５１ページをご覧ください。別表１になります。法第６条第２項第１号に基づきまして、美祢市長、２号に従いまして、上からＪＲ、防長交通以下６社のバス会社、美祢市内に営業しておりますタクシー会社４社、道路管理者であります美祢土木事務所、それから同じく第３号委員になりますが、現在公募を本日までしております市民公募、それから市議会議員さん、国のお役所、学識経験者、美祢市商工会、社会福祉協議会、それから警察署、これらの委員さんで組織する協議会ということで案を出しております。

４８ページに戻りまして、第５条、協議会に次の役員を置く。会長は美祢市長をもって充て、副会長及び監事は委員の中から副会長一人、監事二人を選任するということにしております。４９ページになります。第７条委員の任期は２年といたします。それから第８条の会議ですが、この協議会の会議を現在では８月の上旬に開く予定で検討しております。会長が招集して、議長となります。それから第８条第４項になりますが、会議の議決は出席委員の３分の２以上で決する。第５項、会議は原則として公開とします。それから第１０条になりますが、幹事会です。協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。第２項、幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めます。以上のような案で法定協議会の規約を作成しております。

続きまして、一番最後になりますが、７１ページをお開きください。業務行程表

という形で書いております。今から地域公共交通の協議会を含め美祢市の地域公共交通を総合的に検証していく行程表となっております。８月の初めに地域公共交通協議会を招集し、会議を開催しその後コンサルタントの業者選定を開始し、１０月以降からそのコンサルを交えて現況調査、住民アンケート調査、ヒアリング調査を７月一杯まで進めていく予定にしております。その報告を受けまして現況の課題を抽出し、２月の中旬以降からこの計画の基本方針を策定いたします。それに基づいて年度をまたぎますが、５月ぐらいから実際の連携計画を策定し、６月までに連携計画を策定し、その後実証運行の方に移行するというようなスケジュールを考えております。以上で美祢市地域公共交通協議会の規約及びスケジュールについて説明を終わります。

○**委員長（西岡　晃君）**　説明が終わりました。１点ほど確認させてもらいたいのですが、地域公共交通総合連絡協議会の庁舎の中にある会議の方が先にやるということです。それとも地域公共交通協議会という法定協の方が先ということ。はい。

○**総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）**　基本的には法定協にいろいろ素案を出したりするわけなんですけども、その素案について事前にこれで十分だろうかとか、これでいいだろうかということで、やはり課の中でも、市役所の中でもいろいろ関係するところがあると思います。観光部とか商工もそうですし、建設課の方の道路とかいうのもかかわってくると思います。そういったところの総合的な最初のコンセンサスと言いますか、情報交換しておかないとやはり上位の協議会の方に提出する資料というのはやはり担当課だけでやるというわけにはいきませんので、そういった意味で事前によく練っておいたものを審議していただくということでやらしていただくということでございます。

○**委員長（西岡　晃君）**　ということは、法定協が８月上旬に行われるという今予定だから、その前に協議会が開催されるということですね。

○**総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）**　そうですね、先日やらさせていただきました。

○**委員長（西岡　晃君）**　わかりました。それでは質問。はい。

○**委員（山本昌二君）**　５０ページの附則ですね、施行期日はっきり申して下さい。施行期日、もう既に公募もしておるとかいう話もさっき出て、数名の方から話があったというような、私の聞き間違えかも知れませんが、その辺との関連性は、ちょ

っと聞きたいんですが。

○委員長（西岡　晃君）　はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　先程第１回やったというのは庁内の会議でございまして、この規約等は違います。

○委員（山本昌二君）　それはわかりましたが、本格的に進んで行くんですが、案として、今日この特別委員会に提案されたんですが、提案というか協議求められたんですが、だいたい予定としていつ頃の、８月からとなればさっそくすぐ施行されるということでいいわけですね。これによっては私もちょっと発言をしたいことがあるんですよ。

○委員長（西岡　晃君）　はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　８月にこの美祢市地域公共交通協議会、この第１回を行いたいと、ちょっと日時については市長に出ていただきますので、（発言する者あり）この規約に基づいてやりたい。（発言する者あり）この規約については協議会でですね、諮っていくということになります。

○委員（山本昌二君）　それでですね、大変私いいことで積極的にこれを押し進めたいというふうに思っております、個人的にもですね。というのは私ちょっと高校名を申し上げて申し訳ないのですが、美祢高等学校が旧美祢郡に、秋芳町にありますが、実は数年前から美東中学校の子どもたちが美祢高に行くのに非常に父兄から、スクールガードリーダーとしてもあるいはいろんな地域の、関係しておりますので、個人的に情報が入ってきておるわけです。それはなぜかというたら交通の便が悪いと、美祢高に行くのに、どうしても萩やら小郡の方が行きやすい、山口に行きやすいという苦情がたくさんあったんです。かなり美祢高も活性化委員会ができて非常にレベルも上がってきたわけです。進学率も良くなったし、就職もいまいちのところもありますけども、結構数年前に比べて良くなっておるということで非常に喜ばしいことでありますが、交通の便が悪いということで自転車で通学するわけですね、青嶺高校にも当然です。美東中から行きたい子がたくさんおりますが、やはり青嶺高校にも交通の便が悪いと。朝１便通ったらちょっと寝遅れしたらもう次の便がないと、１０時までないと。逆に帰るのが、私もそのバスに乗ったことありませんが、何回も確認しておるのですが、１回５時前に通ったらあと車がないんです。そういうような状況で私はある機関を通じて増便

をお願いしたこともございます。森中先生にもお願いしたことありますが、やはりですね、そうしたことでぜひこれをですね地域の活性化のため、特に子供の少子もありますが、地元の高校に行くというやはりこれを私どもは立場上進めておるわけです。かなりレベルも上がってきております。その辺でというのが、ある父兄は美祢高に行かれんから萩にやった小郡にやった、バス代が高くついて二人目の子どもからは高校にやれんという父兄が事実出ておるわけです。２、３人出てるわけです。どこに行ってるかといったらこれはちょっと言えませんが、住み込みの何々に行ってアルバイトしながら夜間の高校に行っているというような情報も得ておるわけです、美東町でですね。そういうことでやはりとにかく交通の便を、補助金等で多少いるかもしれませんが、地域の活性化ももちろんですが、子どもを守ると、少子を改めていくということでやれば、やはり誘致企業してもあるいは住宅造成しても美祢市はあらゆる面においていいですよということになれば、山陽側から住所移転して住み込んでくる家族も家庭も多いかろうと思いますので、その辺をよろしくお願いを申し上げたいと思います。ぜひこれを大応援いたします。ありがとうございました。

○委員長（西岡　晃君）　貴重なご意見ですが、今いわれたとおり交通弱者、基本的に学生、自分の車を運転されない方がメインになってこられると思いますので、ぜひ副市長にお願いですが、次回から教育委員会方のご出席もお願いできればというふうに思います。それともう１点、５１ページの合計で２５人の法定協を組みますということになっておりますが、学識経験者というのはこれはどういった方を選ばれるかというのがわかっておられるか否か、これを見ると今山本委員が言われたのがごもっともだと思うのですが、教育関係の方が入られていないので、そういった方が学識経験、たとえばＰＴＡの会長さん、連合会長さんなりですね、そういった方が入られるのが好ましいかなと思います。その辺はどういったお考えなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　学識経験者というのは、やはり大学の先生と言いますか、いわゆるこの協議会の座長になってもらえるような力のある方が、いいんじゃないかなというふうには考えております。

○委員長（西岡　晃君）　でも、例えば山大の先生だとか、その辺はもうアポイントは取ってある。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　まだとっておりません。

○委員長（西岡　晃君）　他に何か。はい、萬代副委員長。

○副委員長（萬代泰生君）　ちょっと資料のことでお尋ねしたいんですが、４６ページのバス補助金実績一覧表の中の輸送量という欄がありますよね、この輸送量というのはどういうふうに理解したらいいのですか。例えば０．０という数字もあれば１５．４とかも、そういう数字も上がってます。それともう１点はその隣の４７ページのこの地図で、この中見ますと一本の線、これ多分右側の方線が太くなってますよね、これ何社も通ってるいう意味なんだろうと思うんですが、そこらへんちょっと理解しがたいなと。カラーで区別ができるんならカラーの方がいいなというふうに思いますが、以上２点。

○委員長（西岡　晃君）　はい、斉藤係長。

○総合政策部地域情報課係長（斉藤正憲君）　輸送量の前に美祢市のバス路線概要図につきましては、本来途中まで私カラーで路線を全部結んでおったんですが、路線がかなり重複してるところもあってわかりにくくなって、これを更に白黒にしてしまいまして大変わかりにくい資料になってしまいました。申し訳ございません。先程の萬代副委員長さんのご指摘のとおり黒い線が重複してるところはバス会社が重複して走っているというような状況でございます。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　輸送量についてですけど、正確には私も理解できてないところもあるんですけれども、この間のバス会社の人の話に聞きますと、運行回数に乗車密度をかけたものが輸送量になると、輸送量の数字で、例えば１５以下になったりすると国の補助に外れるとか、ちょっと細かい規定があるようなんですけれども、ちょっとよう答えませんで申しわけございませんが、次回にはよく・・・。（発言する者あり）

○委員長（西岡　晃君）　はい。

○委員（柴崎修一郎君）　４７ページの地図いね、この真ん中のとこに重安駅がありますよね。真ん中の多少下の方に於福からきて重安駅がありますね。それからちょっと図を見ると鉄道があると思うんだけど、路線が下の方に降りるんだけど、鉄道の方が、旧道の街並みなんですいね、これは街並みはバスが通れんような規制路線があるわけでしょう。線が入っているのは国道じゃろうと思うけど、重安駅から下の方に鉄道が通っているのはあそこに旧道があるんだけど、昔はバスが

通っていたんだけど、バス路線というのは通れんわけでしょう。

○委員長（西岡　晃君）　はい、古屋課長。

○総合政策部地域情報課長（古屋勝美君）　こないだ３１６号が閉鎖になった時に、あそこを迂回路にしたらどうかというふうに警察に言ったのですが、警察がそこは通れないという回答でございました。大型車は駄目ということで。

○委員長（西岡　晃君）　はい、佐々木委員。

○委員（佐々木隆義君）　秋芳町の場合ですね、旧国鉄、ＪＲで路線の権利はＪＲがまだ保有しておる。従って他の者がバスを運行させることはできない。防長バスがそこの路線を走らせることはできない。この場合に市が今のミニバス等を走らせることができるかどうか、その路線はまだ国鉄はかけっちょらんけど、それを営業でなければいいんじゃろうけど、そういうことが可能かどうか。それが駄目よとＪＲ言った場合には先程あった空白地帯をバスをかっけらすことはできない。それがどうなのかということと、今の７２路線で補助金額が１億ぐらいいると、かかっておるよと。これが将来的には金額が太くなる。この部分をある程度削ってミニバス運行に切り替えていくという総合的な考え方があるのかどうなのか、それがなけんにゃメリットがないじゃろうと思うんですが、その辺の考え方。

○委員長（西岡　晃君）　はい、兼重部長。

○総合政策部長（兼重　勇君）　今の、この総合計画のあり方でございますが、先程ご説明申しましたように各バスの事業者すべてお集まりいただくようになります。今までの従前の権利だとか、どこをどの事業者が担うとか、そういったことを全部ご破算にしてとは言いませんが、総合的に見直そうということでございますが、今まではそれぞれが会社の事情でダイヤを変えてたわけですが、それを一緒にして見直そうということになろうと思います。それとミニバスという名前が出てますが、名称も決まっておりませんが、要するに公共交通がカバーしえない部分をそういった小さめの小回りの利くバスで対応していこうということになるんじゃなかろうかというふうに思います。なお、費用についてはできるだけ安い方がいいわけですから、できれば既定予算以内ですね、ですから費用は掛けずにより便利のいいものにしていきたいがというふうに考えております。

○委員長（西岡　晃君）　はい、副市長。

○**副市長（林　繁美君）**　今の答弁に付け加えますが、今からいろいろ協議していただくんですけど既存の補助金路線のバスは、例えばですよ、そのまま走らせておいて、むしろ山間部、自宅から出られない方がバス停までを、足を確保するという方法も一つあろうかと思います。だから今の７２系統の中には、例えばサンデン交通なんかは下関から山口まで通していきます。必ず美祢市を通るようになりますから、それと今までＪＲの話も出ましたけど、既存の走っておる営業用のバス業者の路線にこういった独自の車を走らすともう撤退するという話も今まででは聞いております。総合的に洗い直して路線の線引きをしていって、これは業者に頼む路線、ここは市が独自で考える路線ということのすみ分けをしていく必要があろうかと思います。それともう一つ、話が違うんですが、先程この資料の説明でスキームを説明したと思います。３９ページ、先程矢印もいろいろ説明がありましたが、特にこの特別委員会の係わり方なんですけど、先程のスケジュール、一番最後のスケジュールも特別委員会との協議というものは全く入っておりません。あくまでも計画を策定するための２１年度６月のスケジュールしか入っておりません。だからそれまでに今このスキームで行きますと協議会と特別委員会ということで協議会から特別委員会へ提案とあります。協議会というのがこの計画の最高機関、決定機関になります。決定になったものを特別委員会におろすかということにも受け止められますけど、そうでなくて特別委員会と今の策定会議と協議するのか、全くこのように別に位置付てやるのか、それと法定協議会には議員代表で４人ほど出られるので、この法定協議会がある前に特別委員会を開いて議会としての意見を協議会に持って行かれるものか、その辺のところ特別委員会の位置付も明確しておられた方が執行部の方としても、執行部の考え方といいますか、それの提案もしやすいんじゃないかとも思います。

○**委員長（西岡　晃君）**　これは私に個人的な考えですが、合併の法定協議会ありまして、各それぞれ合併の特別委員会というのを作られたと思うんですが、そういった中の形が一番わかりやすいのかなというふうに思っておるのです。４人が、誰が協議会に出られるか、ちょっと私も今確認とれませんが、当然そのメンバーの中にこの特別委員会が協議したことを伝えて、そこで話していただくということになろうかというふうに思います。合併とは違うんですが、これは例えば協議会で決定したことを議会で議決するとか、そういった事項が出てくるんじゃない

ですか。予算の関係とか、そこで議会とコンセンサスとってないとなかなか難しい面が出てくると思うんで、特に代表で出られる４人の方とはコンセンサスをとりながらこの特別委員会を進めていきたいというふうに思います。特に地域の公共交通協議会というのは市長が公約で謳われておりますので、市長の方針に沿ってできれば特別委員会も進めていきたいというふうに思います。協議会に出るメンバー、議長の方から今私案です。まだ決定ではないみたいですが、私案で馬屋原委員と山中委員、で、私が出るようになっておるのと、あとは原田委員が出るようになっておりますので、この４人の中でも十分特別委員会との整合性をとりながら協議して進めていきたい。その他。はい、山本委員。

○**委員（山本昌二君）**　参考です。過去体験した話ですが、例の新しい、今美祢市もバスが通っておりますが、既定路線を市が運営するかどうかのバスを通す場合ですね、結構十数年前までは非常に厳しかったですが、十年前から緩和されて、当時は広島陸運局でしたが、今広島の交通局だろうと思うのですが、運輸省関係のですね、行かれて話をすれば十分できると思います。一回行って話をしたことありますが、地域のそうした交通環境の悪化を良くするというのも国の施策でありますので、十分市が独自で車を、今美祢市もやっておられますが、美祢郡全部、新しい美祢市を全部を云々する場合も十分可能であるというふうに私は推察しております。自分の体験からして間違いありません。

○**委員長（西岡　晃君）**　他に何か。はい、馬屋原委員。

○**委員（馬屋原眞一君）**　今、下関から山口まで、３３号線何かメインでおそらく路線廃止がないじゃろうと思うんですけども、そうすると私の例を言いますと、私の所から美祢まで来るのに６２０円かかるわけですよ、それで於福とか２００円できますよね、そういうようするに廃止路線にならん、いずれなるかもしれませんけど、今の既定路線からするとその地区に流れてる人は６２０円なり５００円なり払っていかないといけない。ちょっと外れてきてその路線がないところは２００円で来れると、この辺の問題点。それと路線の回数等を見てもですね、安くて２００円の所がずいぶん頻繁に通って、６２０円の所は朝夕、昼間もありますけども実際便数が少ないとかですね、そういうことがあるんで、いろんな補助の関係、これ見ますと私らの通っている所を見てもそれなりに補助を払ってるわけですからね、専門のバスを通らせればまだはるかに金がかかるんじゃろうけど

も、その辺のパスを発行するとかなんかで補助が可能なのかどうなのかそういう、宇部なんかは若干そういうのはありますけども、そういうことがある程度考慮されるんであれば皆さんに説明しやすいと思うんじゃけど。うちの所は通るからその間は駄目よと言うんでは、ちょっとですね、説得力に欠けると思うんで、その辺の視点のことも若干考えていただきたいなというふうに思っております。

○**委員長（西岡　晃君）**　はい、ご意見でいいですね。その他。あんもないと号の今の経費はどのくらいというのはこれには載ってないけどわかりますか。はい、斉藤係長。

○**総合政策部地域情報課係長（斉藤正憲君）**　今委員長さんのご指摘になりましたあんもないと号につきましては、資料４６ページの実績一覧表の中の船木鉄道、その中に種別として、みなし４条というのがございます。これがあんもないと号に該当いたします。同じくブルーライン交通の方にも、みなし４条というふうに明記されてるものがございますが、これはあんもないと号ではございません。ブルーライン交通のバスが走っております。

○**委員長（西岡　晃君）**　防長は。

○**総合政策部地域情報課係長（斉藤正憲君）**　防長の方がですね、みなし４条と書いてあるのが、すべてがですね、じゃないんですが、一部カルスト号、あんもないと号と同じような形で走ってる区間がございます。このみなし４条という言い回しがおわかりにくいかと思うのですが、みなし４条というのはもともとあったバス路線に対して、廃止代替バス、つまりバス路線が撤退した事業者に対してそれの路線を維持するために市町村がバス事業者の方からバスを借りて貸し切りバスを運行している区間ということになります。あんもないと号につきましては、そのバスについてもバスを購入して、それを船鉄バスに渡して、それを貸し切りバスとしてこの路線の中を運行してるというような状況でございます。以上であんもないと号等の説明について終わらさせていただこうと思います。

○**委員長（西岡　晃君）**　はい、柴崎委員。

○**委員（柴崎修一郎君）**　さっき馬屋原さんの意見もあったし、できたら次回の時まであんもないと号の路線図ですいね、これも併せてわかりやすく、認識したいので、ぜひ図面というか路線図を是非してもらったらと思います。

○**委員長（西岡　晃君）**　その他。先程山本委員が言われた教育関係者を入れた方が

僕もいいと思うんですけど、この２５名の委員ですが、これはもう変更できないんですかね。スクールバスにしても今後活用していかないといけない問題が結構あるんと思うんですよね、中学生でも夜遅くまでクラブ活動していたら親御さんが迎えに行ってるとか、いろいろな問題も含めて、そういった関係のＰＴＡの関係を入れられた方がいきめがいくと思いますけど。市民公募の中に入られているんであれば、それはそれでいいと思うんですけどね。ＰＴＡの連合会長さんか。はい、兼重部長。

○**総合政策部長（兼重　勇君）**　今ご意見いただきましたので、また検討して参りたいと思います。

○**委員長（西岡　晃君）**　その他のご意見なり、ご質問がございませんようですが、３番目のその他、何かこの委員会に関して、はい。

○**委員（柴崎修一郎君）**　情報ネットワークじゃないが、携帯電話の、まだまだ旧美祢市内は非常に要望が多いんですよ、林業でも山の中でやって事故やったりした場合、携帯電話あればすぐ連絡ができるとか。いろいろな問題があるもんで、ぜひこれの問題も取り上げて、早急に取り上げてもらいたいと思います。意見です。

○**委員長（西岡　晃君）**　それでは次回は交通の委員会が終わらないとなかなかできないと思いますが、８月上旬頃に開かれるということですので、お盆明けぐらいに日程調整させていただいて、また文書送らさせてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（西岡　晃君）**　執行部よろしいですか。それまでぐらいまでには資料は間に合いますか。それではご意見も出尽くしたようでございますので、これにて交通・情報ネットワーク化推進特別委員会を終わらさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

午前１１時５４分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２０年7月１８日

交通・情報ネットワーク化推進特別委員会

委員長　西岡晃